

広島県告示第千二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成十九年十二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三好内科胃腸科	呉市東中央二丁目一番七号	平成一九年一〇月一日
医療法人 かつう小児科 アレルギー科	東広島市西条土与丸五丁目九番六号	平成一九年一〇月一日
広大前皮ふ科内科	東広島市西条町下見四四七一番二号 マンション香月一階	平成一九年九月一日
四季が丘クリニック	廿日市市四季が丘五丁目一三番七号	平成一九年九月一日
府中元町薬局	府中市元町九番一号	平成一九年九月一日
府中元町薬局	府中市元町九番一号	平成一九年七月六日
すみれ薬局	府中市元町四五〇番一七号	平成一九年九月一日
すみれ薬局	府中市元町四五〇番一七号	平成一九年七月六日
十日市薬局	三次市十日市中三丁目一番二〇号	平成一九年八月一日
昭和町薬局	東広島市西条昭和町一四二番	平成一九年八月一日
あい薬局	東広島市八本松南二丁目四番一号	平成一九年一〇月一日
四季が丘薬局	廿日市市四季が丘五丁目一三番六号	平成一九年九月一日